

平成 年 月 日まで

熊本市漁業協同組合

- 3 提示しなければならない。
熊本県内水面漁業調整規則により禁止された漁具、漁法及び区域において水産動植物を採捕してはならない。
- 4 組合員の定置漁具や市の公共物にふれて破損することがないようにしなければならない。
- 5 遊漁者は遊漁規則の遵守に関して監視員の指示に従うこと。

様式第2号 漁場監視員証表

漁場監視員証 No. _____

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

住所 _____

氏名 _____ (才)

△有効期間 平成 年 月 日まで

熊本市漁業協同組合 印

注 意 事 項

1.

2.

3.

緑川漁業協同組合第5種共同漁業に関する内共第4号共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、緑川漁業協同組合が免許を受けた内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下『漁場』という）の区域において組合員以外の者のする当該漁業の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ、はえ〔おいかわ〕、わかさぎ、もくずがに、もえび〔ぬまえび類〕及びてながえびをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣、投網、刺網、かにかごによる遊漁の場合は口頭で、その他の場合には、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間等の内容を記載した採捕承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があった場合には、竿釣、投網、刺網、かにかごによる遊漁の場合には、第11条に規定する場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認める場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を第7条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法、規模及び期間の制限)

第3条 次の表の（ア）に掲げる魚種は、それぞれ（イ）の遊漁の方法により（ウ）欄に掲げる規模の範囲内において（エ）欄の区域及び（オ）欄の期間内でなければ遊漁してはならない。

(ア) 魚種	(イ) 方法	(ウ) 規模	(エ) 区域	(オ) 期間
あゆ	竿釣	制限なし	内共第4号の漁場内	6月1日より 12月31日まで
	投網	制限なし	内共第4号の漁場内	7月1日より 12月31日まで
	刺網	刺網は1人40m 以内	宮内発電所より上流 は、全面禁止	8月1日より 12月31日まで

	がっくりがけ	制限なし	内共第4号の漁場内	10月1日より 12月31日まで
こい ふな	竿釣	制限なし	内共第4号の漁場内	1月1日より 12月31日まで
	バクダン釣	1人3本以内	内共第4号の漁場内	1月1日より 12月31日まで
	投網	制限なし	内共第4号の漁場内	7月1日より 2月末日まで
	刺網	1人40m以内	宮内発電所より上流 は、全面禁止	8月1日より 2月末日まで
うなぎ	竿釣・うなぎかき・う なぎてぼ・たかんぼ	制限なし	内共第4号の漁場内	1月1日より 12月31日まで
はえ（おいかわ）	竿釣	制限なし	内共第4号の漁場内	1月1日より 12月31日まで
	投網	制限なし	内共第4号の漁場内	7月1日より 2月末日まで
	刺網	1人40m以内	宮内発電所より上流 は、全面禁止	8月1日より 2月末日まで
やまめ	竿釣	制限なし	内共第4号の漁場内	3月1日より 9月30日まで
わかさぎ	竿釣	制限なし	内共第4号の漁場内	1月1日より 12月31日まで
もえび（ぬまえび 類）	たも網	網目制限なし（径 20cmまで）	内共第4号の漁場内	1月1日より 12月31日まで
てながえび	竿釣	制限なし	内共第4号の漁場内	1月1日より 12月31日まで
もくずがに漁業	かにかご	1人10個まで	内共第4号の漁場内	8月1日より 12月31日まで

（漁具の制限）

第4条 次の表の（ア）欄に掲げる漁業はそれぞれ（イ）欄に掲げる規模又は大きさの漁具を使用して採捕してはならない。

（ア） 漁業の名称	（イ） 漁具の規模又は大きさ
あゆ漁業 こい漁業 ふな漁業 はえ（おいかわ）漁業	刺網の網地は一重に限る 網目は15cmにつき30節以下

2 組合長は、前項のただし書きの規定により、漁具の制限をした場合は公告し、次の総会で承認を受けなければならない。

（禁止区域）

第5条 水産動植物の繁殖保護を図るため、第3条の規定による期間内であっても上益城郡甲佐町大字白旗の緑川に架かる乙女橋下流端から下流の田口橋上流端までの区域は、毎年9月1日から10月31日までの2ヶ月間を採捕禁止区域とする。

その他同規則の規定による遊漁禁止区域及び組合と各市町村との協議によって指定する遊漁禁止区域内での遊漁をしてはならない。

（全長制限）

第6条 次の表の（ア）欄に掲げる魚種については、それぞれ（イ）欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ただし、組合長は、理事会の議を経て水産動物の繁殖保護又は、漁業調整上必要と認める場合は全長の制限を変更することができる。

（ア） 魚種	（イ） 全長
やまめ	10センチメートル以下
もくずがに	甲羅幅3センチメートル以下
うなぎ	21センチメートル以下

こい | 10センチメートル以下

2 組合長は、前項のただし書きの規定により全長の制限をした場合は公示しなければならない。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

(1) 竿釣(穴釣を含む)による漁法の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額	
		1日	1年
あゆ	竿釣	650円	
	がっくりがけ		4,000円
こい・ふな・はえ(おいかわ)・うなぎ・やまめ	竿釣	300円	
	バクダン釣り(こい・ふな)		2,500円
わかさぎ	竿釣	300円	
			2,500円
てながえび	竿釣	300円	
			2,500円

(2) その他の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額	
		1日	1年
あゆ・こい・ふな・はえ(おいかわ)	投網	650円	
			4,000円
あゆ・こい・ふな・はえ(おいかわ)・うなぎ	刺網	650円	
			5,000円
うなぎ	うなぎかき うなぎてぼ・たかんぼ	650円	
			4,000円
もえび(ぬまえび類)	たも網	300円	
			2,500円
もくずがに	かにかご		6,000円

ただし、遊漁者が未就学の幼児、小学生は無料。中学生、肢体不自由者及び70歳以上の高齢者については、それぞれ規定する額の2分の1に相当する額とする。

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所において納付するものとする。ただし、第1項に規定する遊漁の場合には、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

- ・熊本県上益城郡甲佐町田口2073 緑川漁業協同組合
- ・各市町村所在の釣具店の緑川認証取扱店

(承認証等に関する事項)

第8条 組合は第2条の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証、若しくは腕章又は1日券のいずれか1つ(以下「承認証」という)を遊漁者に交付するものとする。

2 承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式2号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する帽子及び腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、平成16年1月1日から施行し、免許の期間適用する。

様式1号

- 承認証
- あゆ：竿釣、投網、刺網、がっくりがけ
 - こい、ふな、はえ(おいかわ)：投網、刺網
 - うなぎ：うなぎかき、うなぎてぼ、たかんぼ
 - かに：かにかご